

令和4年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和4年度定期監査(7)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和4年11月10日から同月30日までの間において実日数13日間

実施内容

令和4年度練馬区監査基本計画に基づき、練馬区監査委員監査基準に準拠し、令和3年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程(平成17年3月練馬区教育委員会訓令第1号)」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱(昭和53年9月21日練教庶発第368号)」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

(エ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

(オ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

(カ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。

(キ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。

イ 重点事項

(ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱(平成21年3月31日20練教学庶第2927号)」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金(学校給食費等の学校徴収金)が適正に管理されているか。

(イ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。特に、出勤簿と休暇・職免等処理簿などとの不整合や休暇・職免等処理簿における鉛筆書き、職免

基準欄のチェック漏れがないか。また、会計年度任用職員等の出勤簿において、出退勤時刻、勤務時間の未記入および鉛筆書きがないか。

- (ウ) 消防訓練に係る文書の作成、保存等が適正に行われているか。特に、自衛消防訓練通知書が消防署長に通知されているか。また、自衛消防訓練実施結果記録書が作成され、3年間保管されているか。

対象部課等

ア 教育委員会

(ア) 小学校15校

中村西小学校、開進第三小学校、練馬第三小学校、田柄第二小学校、向山小学校、高松小学校、石神井小学校、石神井西小学校、谷原小学校、大泉第一小学校、大泉第六小学校、大泉西小学校、南田中小学校、富士見台小学校、八坂小学校

(イ) 中学校10校

豊玉第二中学校、開進第一中学校、開進第四中学校、練馬東中学校、貫井中学校、光が丘第一中学校、石神井東中学校、南が丘中学校、三原台中学校、大泉西中学校

(ウ) 幼稚園1園

光が丘さくら幼稚園

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

ただし、学校給食費の収支管理において、支出超過により資金不足を発生させた事例が見られたので、監査事務局長から関係者に改善策を講じるよう要請する。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。